

西商第315号  
令和3年7月19日

関係団体 各位

西都市長 橋田 和実  
(公印省略)

西都市住宅取得助成金について (お願い)

平素より市政運営にご協力をいただき誠にありがとうございます。

西都市では若い世代への経済的支援及び移住定住の促進を目的として、子育て世帯等住宅取得助成金の交付を行っておりましたが、関係団体の方々のご協力により多くの申請があり、予算額に達したため受け付けを終了いたしました。

令和3年10月1日からは転入者対象の新たな住宅取得助成金の受け付けを行います。事業の概要については以下のとおりですので、相談・受注があった際は、助成金制度の周知についてご協力いただきますようお願いいたします。

お知らせ1	令和3年度子育て世帯等住宅取得助成金について
本助成金制度は予算額に達したため、 <u>申請の受け付けを終了させていただきました。</u> すでに交付決定通知を受けている方は、住宅完成もしくは住宅引き渡し後20日以内に実績報告書のご提出をお願いいたします。	

お知らせ2	<転入者対象>令和3年度子育て世代移住促進住宅取得助成金について
子育て世代の本市への移住・定住を促進するため、転入者が住宅を新築する、または住宅を購入する場合に助成金を交付します。	
<b>【留意事項】</b>	
・ <u>転入者の条件</u> 申請日において、申請者が西都市に直近3年以上住所を有していないことが条件です。 (既に転入している場合は、転入後1年以内であれば転入者として申請が可能です。)	
・ <u>事前申請</u> 新築工事にあっては着工日、住宅の購入にあっては引渡日の <u>遅くとも10日前までの</u> 申請が必要です。事後申請では助成金の交付ができませんのでご注意ください。	
・ <u>助成金終了時期</u> 予算額に達し次第終了いたします。早めの申請・相談をお願いいたします。	

**【文書取扱】**

〒881-8501  
宮崎県西都市聖陵町2-1  
西都市商工観光課 担当：佐藤  
電 話：0983-32-1011 (直通)

# 西都市子育て世代移住促進 住宅取得助成金交付事業

令和3年10月1日  
より受付開始します

西都市は子育て世代の転入促進を図るため、市内に住宅を「新築」又は「購入」した子育て世代の転入者に対し、助成金を交付し支援します！

## 交付対象者

次の全てに該当する方が対象者です。

- 契約者又はその配偶者が転入者であること
  - ※転入者...西都市への転入予定者で、直近3年間西都市に住所を有しない者
  - 既に転入している場合は、申請日において転入後1年以内の者
- 交付申請日時点で、夫婦のどちらかが40歳未満、もしくは中学生以下の子供を同居養育していること
- 新築工事・新築住宅の購入・中古住宅の購入のいずれかを行う者
- 世帯員全員が西都市税の滞納がないこと
- 自治会に加入する意思があること
- 過去に「子育て世帯等住宅取得助成金」の交付決定を受けていないこと

## 助成金の額

- 新築住宅×市内業者を利用した場合 200万円
- 新築住宅×市外業者を利用した場合 100万円
- 中古住宅購入の場合 50万円

## 対象の住宅

新築工事の場合は着工前、新築住宅の建売・中古住宅購入の場合は引渡し前であって、年度内に着工予定・引き渡し予定であるもののうち、以下に該当するもの。

- 新築住宅 ・建物の総工事費又は購入費が税込1000万以上のもの
- 中古住宅 ・購入費が税込300万以上のもの
  - ・西都市空き家等情報バンクに登録されているもの
  - ・中古住宅の所有者が申請者及び世帯員の3親等以内の親族でないもの

## 申請の方法

助成金の交付を申請する場合は下記書類の提出が必要です。

- ・交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・住宅の新築又は購入に係る契約書のコピー（契約書・立面図・平面図）
- ・本人及び世帯員の市税完納証明書
- ・写真を別角度から2枚（新築工事の場合は予定地の写真、新築・中古購入の場合は対象住宅の写真）
- ・住民票謄本の写し（コピーではなく市町村役場で取得するものの原本です）
- ・戸籍の附票（直近3年間の住所が確認できるもの）

## 助成金の流れ

申請者が書類を提出するタイミングは③と⑥の2回です。

### ①事前説明

### ②住宅の新築又は購入に係る契約

### ③交付申請の提出

- ・交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・契約書のコピー
- ・本人及び世帯員の市税完納証明書
- ・写真を別角度から2枚（新築工事の場合は予定地の写真、新築・中古購入の場合は対象住宅の写真）
- ・住民票謄本の写し（コピーではなく市町村役場で取得するものの原本です）
- ・戸籍の附票（直近3年間の住所が確認できるもの）

### ④交付決定

受付後、審査を行いますので数日を要します。

交付を決定した場合は、交付決定通知書を市役所から申請者あてに送付します。

### ⑤工事着工又は物件の引渡し

工事完成・住宅の引渡し後に「住民票の移動」「自治会加入」を行います。

### ⑥実績報告書及び請求書の提出

- ・実績報告書
- ・収支決算書
- ・領収書のコピー
- ・写真（新築工事の場合、完成した住宅の写真を別角度から2枚）
- ・住民票謄本の写し（コピーではなく市町村役場で取得するものの原本です）
- ・自治会加入証明書

### ⑦交付確定

### ⑧助成金のお振り込み

請求から約1ヶ月後に助成金のお振り込みを行います。

## 令和3年度の申請受付期間

令和3年10月1日～令和4年3月31日

※ただし、上記期間内に交付決定を受ける必要があります。

また、助成金の予算額に達した時点で今年度申請受付は終了となります。

## 問合せ・申込み先

### ○西都市移住・定住支援センター

〒881-0012

宮崎県西都市小野崎1丁目47

電話：080-6470-4065

メール：

H P：https://www.uji-saito.com/

L I N E：@542fuzwj

### ○西都市役所総合政策課さいと力創造推進係

電話：0983-32-1000